

令和 7 年 2 月

公益財団法人 日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関
業務部管理課長 北浦 眞喜

「知的財産侵害物品取締強化期間」における協力依頼について

平素より税関行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。
さて、近年の我が国における知的財産侵害物品の国内市場への流入は、経済秩序の混乱、販売収益の犯罪組織への流入、消費者の健康・安全等への悪影響などの弊害が指摘されており、税関においては水際取締りを強化しているところ
です。

こうした中、大阪税関においては、国民の安全・安心を確保するため、本年
3 月 1 0 日（月）から 3 月 1 4 日（金）までの期間を「知的財産侵害物品取締
強化期間」として、水際取締りを更に強化することとしましたので、格段のご
理解とご協力をお願いいたします。

なお、知的財産侵害物品に関する情報がありましたら、どんな些細なことでも結構ですので、

最寄りの大阪税関の支署・出張所

又は 電話 0 6 - 6 5 7 6 - 3 3 1 8 まで

ご一報下さいますよう重ねてお願いいたします。